

議案第 8 1 号

山都町営住宅条例の一部改正について

山都町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 0 号）が令和 5 年 5 月 1 9 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、山都町営住宅条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町営住宅条例の一部を改正する条例

山都町営住宅条例（平成17年山都町条例第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第9号中「保護」を「保護等」に改め、同号イ中「第1項」の次に「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山都町営住宅条例(平成17年条例第135号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 町長が入居者の心身の状況又は世帯構成、町内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があると認めるものは、次に掲げる者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護</u>に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____</p> <p>_____</p> <p>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 町長が入居者の心身の状況又は世帯構成、町内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があると認めるものは、次に掲げる者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護等</u>に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>